

低所得者・子育て世帯の方へ

「プレミアム付商品券」の申請期限は**11月29日(金)まで!**

【問い合わせ】福祉総務課地域福祉推進担当 (☎282-1711 内線1139)

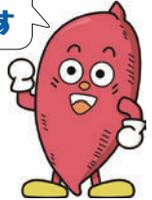
申請期限を過ぎるとプレミアム付商品券の購入ができなくなります。対象と思われる方には申請書を送付済みですので、まだ申請がお済みでない方は、申請書に必要事項を記入し、郵送またはお越しの上、福祉総務課(〒319-1192 東海3-7-1 役場行政棟1階)へ申し込みください。

申請は福祉総務課で受け付けていますが、**販売は東海村商工会**で行っています。お間違えのないようご注意ください。

詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

プレミアム付商品券の
販売場所は
東海村商工会です

購入代金と商品券購入引換券、本人確認ができるものを忘れずにお持ちください!



11月は「児童虐待防止推進月間」です

「189(いちひやく) ちいさな命に 待たなし」

村では、児童虐待についての関心と理解を深めるため、リーフレットの配布やポスターの掲示等を行っています。また、来年4月には児童虐待の防止等に関する法律が改正され、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化されます。あなたの“気づき”が、子どもたちの未来を守ります。

「児童虐待」とは？

子どもに対して、子どもを育てる者(親など)が次のような行為を行い、健全な成長や発達を妨げることをいいます。

▼**身体的虐待**…殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に締め出す

▼**性的虐待**…子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする

▼**ネグレクト**…家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院へ連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する

▼**心理的虐待**…言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう(DV)

こんなサインを見落とさないで!

【子どもの様子】

▽いつも泣き叫んでいる・保護者の怒鳴り声がある ▽不自然な傷や打撲の痕がある ▽衣類や体がいつも汚れている ▽落ち着きがなく乱暴である ▽表情が乏しい・活気がない ▽夜遅くまで一人で家の外にいる

【保護者の様子】

▽地域などと交流が少なく孤立している ▽小さな子どもを家に残したまま外出している ▽子育てに拒否的・無関心である ▽子育てに強い不安や悩みを抱えている ▽子どものけがについて不自然な説明をする

こんなときはすぐにお電話を!

- あの子、虐待を受けているのかしら…
- 子育てが辛くて、つい子どもに当たってしまう…
- 身近で子育てに悩んでいる人がいる…

虐待かも…と思ったら、**189番へ!**
最寄りの児童相談所につながります。



【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当 (☎282-1711 内線1182)、茨城県中央児童相談所 (☎221-4150)